

第九十五号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都児童相談センターの項中「台東区 渋谷区」を「台東区 目黒区 渋谷区」に改め、同表東京都品川児童相談所の項中「目黒区 大田区」を「大田区」に改め、同表東京都八王子児童相談所の項中「八王子市 町田市」を「八王子市」に改め、同表東京都多摩児童相談所の項の次に次のように加える。

東京都町田児童相談所	東京都町田市山崎一丁目二番十 七号	町田市
------------	----------------------	-----

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。ただし、別表東京都児童相談センターの項及び東京都品川児童相談所の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都町田児童相談所の設置に伴い、規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。